

## 七戸町景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び七戸町景観条例（令和2年七戸町条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「工作物」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) さく、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 物見塔、電波塔その他これらに類するもの
- (3) 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- (4) 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの
- (5) 自動車用車庫の用に供する立体的施設
- (6) アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの
- (7) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設
- (8) 汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの
- (9) 風力発電設備
- (10) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (11) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (12) 広告板、広告塔その他これらに類するもの
- (13) 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（これらの支持物を含む。）
- (14) 太陽光発電設備
- (15) 前各号に掲げるもののほか、町長が指定するもの

(行為の届出)

第3条 条例第10条第1項に規定する届出をしようとする者は、景観計画区域内行為届出書（様式第1号）に、その届出に係る行為の種類に応じ別表第1に掲げる図書を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、別表第1に掲げる図書のうち、添付が必要ないと認めるものについては、これを省略させることができる。

3 条例第19条第1項に規定する通知は、景観計画区域内行為通知書（様式第2号）により行うものとする。

(行為の変更の届出)

第4条 条例第10条第3項の規則で定める事項は、行為に係る設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が法第16条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

2 条例第10条第3項に規定する変更の届出をしようとする者は、景観計画区域内行為変更

届出書（様式第3号）に、前条に規定する図書のうち変更に係るものを添付して町長に提出しなければならない。

（事前協議の方法）

第5条 条例第12条に規定する協議（以下「事前協議」という。）をしようとする者は、景観計画区域内行為事前協議書（様式第4号）に別表第1に掲げる図書又はこれに準じる図書を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、別表第1に掲げる図書のうち、添付の必要がないと認めるものについては、これを省略させることができる。

第6条 町長は、事前協議があったときは、その事前協議の内容が景観計画で定める法第8条第3項の景観計画区域における景観形成基準との適否について確認し、景観計画区域内行為事前協議確認通知書（様式第5号）により速やかに事前協議をした者に協議結果を通知するものとする。

（適合通知）

第7条 条例第14条第1項に規定する通知は、景観計画区域内行為（変更）適合通知書（様式第6号）により行うものとする。

（勧告及び命令に係る手続き）

第8条 法第16条第3項又は条例第17条第1項に規定する勧告（以下「勧告」という。）は、景観計画区域内行為勧告書（様式第7号）により行うものとする。

2 法第17条第1項又は第5項に規定する命令は、景観計画区域内行為命令書（様式第8号）により行うものとする。

（公表の方法）

第9条 条例第17条第3項に規定する公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 勧告の対象となった行為及び位置

(3) 勧告に従わなかった事実

2 公表は、七戸町公告式条例（平成17年七戸町条例第3号）に規定する掲示場に掲示して行う方法その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

（弁明の機会の寄与に係る通知）

第10条 町長は、条例第17条第4項の意見を述べる機会（以下「意見陳述の機会」という。）を与えるときは、公表通知書（様式第9号）により、勧告を受けた者に通知するものとする。

2 意見陳述の機会におけるその方法は、前項に規定する通知を受けた日から起算して7日以内に、公表に対する意見書（様式第10号）を提出して行うものとする。

（代理人）

第11条 前条第1項の通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために口頭で意見を述べ、又は意見書を提出するための一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を町長に届け出なければならない。

（行為の着手制限期間の延長）

第12条 町長は、法第17条第4項の規定により行為の着手の制限の期間を延長するときは、景観計画区域内行為着手制限期間延長通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（行為完了届出書）

第13条 条例第18条に規定する届出は、景観計画区域内行為完了届出書（様式第12号）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 当該届出に係る行為が完了したことを示す書類

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書

（身分証明書）

第14条 法第17条第8項の証明書は、身分証明書（様式第13号）によるものとする。

（公共団体又は公共的団体）

第15条 条例第19条第1項の規則で定める公共団体又は公共的団体は、次に掲げるものとする。

(1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(4) 独立行政法人都市再生機構

(5) 独立行政法人労働者健康福祉機構

(6) 青森県土地開発公社

(7) 青森県道路公社

(8) 公益社団法人あおもり農林業支援センター

(9) 公益財団法人青森県フェリー埠頭公社

(10) 土地改良区及び土地改良区連合

（景観計画区域内における届出の適用除外）

第16条 条例第20条第2項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為

(2) 青森県立自然公園条例（昭和36年青森県条例第58号）第11条第2項の規定による認可及び同条例第21条第3項の規定による許可に係る行為

- (3) 青森県文化財保護条例（昭和 50 年青森県条例第 46 号）第 18 条第 1 項又は第 42 条第 1 項の規定による許可及び同条例第 19 条第 1 項（同条例第 43 条において準用する場合を含む。）又は第 32 条第 1 項の規定による届出に係る行為
  - (4) 七戸町文化財保護条例（平成 17 年七戸町条例第 104 号）第 14 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定による許可及び同条例第 28 条第 1 項の規定による届出に係る行為
- 2 条例第 20 条第 2 項第 4 号の規則で定める規模以下のものは、別表第 2 に定めるとおりとする。
- 3 条例第 20 条第 2 項第 6 号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る建築面積が 10 平方メートル以下のもの（新築後、増築後又は改築後において、その建築物の高さが 13 メートルを超えることとなる場合における当該新築、増築又は改築を除く。）
  - (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る面積が 10 平方メートル以下のもの
  - (3) 建築物又は工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの
  - (4) 道路の維持管理のために行う行為
  - (5) 自動販売機の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（次号において「建設等」という。）
  - (6) 道路から容易に望見されることのない垣、さく、塀その他の囲壁（仮設のものを除く。）で囲まれた敷地内における工作物の建設等
  - (7) 地盤面下又は水面下において行う行為
  - (8) その他良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為  
（景観形成重点区域における届出の適用除外）

第17条 条例第 8 条に定める景観形成重点区域における条例第20条第 3 項の規則で定める規模以下の行為は、別表第 3 に定めるとおりとする。

（景観重要建造物等の指定の提案）

第18条 法第20条第 1 項若しくは第 2 項又は第29条第 1 項若しくは第 2 項に規定する景観重要建造物又は景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定の提案は、景観重要建造物にあつては景観重要建造物指定提案書（様式第14号）により、景観重要樹木にあつては景観重要樹木指定提案書（様式第15号）により行うものとする。

（景観重要建造物等の指定の同意）

第19条 条例第21条第 1 項又は第23条第 1 項に規定する景観重要建造物等の指定に係る所有者の同意は、景観重要建造物等指定同意書（様式第16号）により行うものとする。

（景観重要建造物等の指定の通知）

第20条 条例第21条第 2 項又は第23条第 2 項に規定する景観重要建造物等の指定の通知は、景観重要建造物等指定通知書（様式第17号）により行うものとする。

（景観重要建造物等の標識）

第21条 法第21条第2項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物の文字
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 指定番号及び指定年月日

2 法第30条第2項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要樹木の文字
- (2) 景観重要樹木の樹種
- (3) 指定番号及び指定年月日

3 標識は、周囲の景観と調和する色彩、意匠及び形態とし、景観重要建造物等の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更の許可の申請等)

第22条 法第22条第1項又は第31条第1項の許可の申請は、景観重要建造物にあつては景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第18号)により、景観重要樹木にあつては景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第19号)により行うものとする。

2 町長は、前項の申請を許可するときは景観重要建造物等現状変更許可通知書(様式第20号)により、許可しないときは景観重要建造物等現状変更不許可通知書(様式第21号)により通知するものとする。

(景観重要建造物等の指定の解除の通知)

第23条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による指定の解除の通知は、景観重要建造物等指定解除通知書(様式第22号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の所有者等の変更の届出)

第24条 条例第25条第1項に規定する届出は、景観重要建造物等所有者等変更届出書(様式第23号)により行うものとする。

2 条例第25条第2項に規定する届出は、景観重要建造物等滅失等届出書(様式第24号)により行うものとする。

(景観整備機構)

第25条 法第92条第1項に規定する指定の申請は、景観整備機構指定申請書(様式第25号)により行うものとする。

2 法第92条第1項に規定する指定は、景観整備機構指定通知書(様式第26号)により行うものとする。

3 法第92条第3項に規定する届出は、景観整備機構届出事項変更届出書(様式第27号)により行うものとする。

(その他)

第26条 この規則の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第16条第2項及び第17条の規定は、町長が告示で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日から七戸町の景観計画の効力が生ずる日の前日までの間は、青森県が定めた景観計画（七戸町の区域に係る部分に限る。）を七戸町の景観計画とみなす。

別表第1（第3条第1項、第5条第1項関係）

行為	添付すべき図書	
	種類 (カッコ内は縮尺)	明示すべき事項
法第16条第1項第1号又は第2号に定める行為	付近見取図 (2,500分の1以上)	・方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる建築物（工作物）の敷地の位置
	配置図 (100分の1以上)	・縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物（工作物）の位置、行為の対象となる建築物（工作物）と他の建築物（工作物）との別、行為の対象となる建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員 ・植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 ・擁壁、垣、柵、塀等の高さ及び長さ
	2面以上の立面図 (50分の1以上)	・縮尺、開口部の位置及び構造、外壁等の仕上げの方法及び色彩（着色）
	現況写真	・敷地及びその周辺を2方向以上から撮影したもの（カラー写真）
	その他図書	・その他参考となるべき事項を記載したもの
法第16条第1項第3号又は条例第10条第2項第1号若しくは第2号若しくは第4号に定める行為	付近見取図 (2,500分の1以上)	・方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる土地の位置及び区域
	現況図 (1,000分の1以上)	・方位、行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び樹高 ・行為の区域 ・隣接する道路の位置及び幅員 ・縦断面図の方向
	平面図 (1,000分の1以上)	・方位、行為地の形状及び寸法 ・行為後の地形及び地盤高 ・行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 ・行為後の土地利用計画及び緑化計画 ・行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模
	断面図 (1,000分の1以上)	・行為の前後における土地の断面
	現況写真	・敷地及びその周辺を2方向以上から撮影したもの（カラー写真）
その他	・その他参考となる事項を記載したもの	
条例第10条第2項第3号に定める行為	付近見取図 (2,500分の1以上)	・方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる土地の位置及び区域
	配置図 (1,000分の1以上)	・方位、行為地の形状及び寸法、物件の堆積を行う位置 ・遮へい物の位置、種類、構造、色彩及び規模（植栽樹木にあっては、その位置、樹種、樹高及び本数） ・隣接する道路の位置及び幅員
	現況写真	・敷地及びその周辺を2方向以上から撮影したもの（カラー写真）

その他	・その他参考となる事項を記載したもの
-----	--------------------

別表第2 (第16条第2項関係)

行為		規模	
1 法第16条第1項第1号に定める行為	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	当該建築物の高さが13メートル以下で、かつ、建築面積が1,000平方メートル以下のもの	
	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該建築物の高さが13メートル以下で、かつ、建築面積が1,000平方メートル以下で、かつ、外観の変更に係る部分の面積が当該建築物の外観面積の1/2以下のもの	
2 法第16条第1項第2号に定める行為	(1) 工作物の新設、増築、改築又は移転	ア 第2条第1号に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さが5メートル以下のもの
		イ 第2条第2号から第8号までに掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)が13メートル以下で、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの
		ウ 第2条第9号から第11号までに掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)が13メートル以下のもの
		エ 第2条第12号に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)が13メートル以下で、かつ、表示面積の合計が15平方メートル以下のもの
		オ 第2条第13号に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)が20メートル以下のもの
		カ 第2条第14号に掲げる工作物に係るもの	高さが13メートル以下で、かつ、建築面積が1,000平方メートル以下の建築物に付設されるもの
	(2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 第2条第1号に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さが5メートル以下で、かつ、外観の変更に係る部分の面積が外観面積の1/2に相当する面積以下のもの
		イ 第2条第2号から第8号までに掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)が13メートル以下で、かつ、外観



	もの	の変更に係る部分の面積が外観面積の 1/2 に相当する面積以下のもの
	ウ 第 2 条第 9 号から第 11 号までに掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ（建築物に付設される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）が 13 メートル以下で、かつ、外観の変更に係る部分の面積が外観面積の 1/2 に相当する面積以下のもの
	エ 第 2 条第 12 号に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ（建築物に付設される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）が 13 メートル以下で、かつ、外観の変更に係る部分の面積が外観面積の 1/2 に相当する面積以下のもの
	オ 第 2 条第 13 号に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ（建築物に付設される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）が 20 メートル以下で、かつ、外観の変更に係る部分の面積が外観面積の 1/2 に相当する面積以下のもの
3 法第 16 条第 1 項第 3 号又は条例第 10 条第 2 項第 1 号若しくは第 4 号に定める行為		当該行為に係る土地又は水面の面積が 3,000 平方メートル以下で、かつ、法面の高さが 5 メートル以下のもの
4 条例第 10 条第 2 項第 2 号に定める行為		当該行為に係る土地の面積が 1,000 平方メートル以下で、かつ、法面の高さが 5 メートル以下のもの
5 条例第 10 条第 2 項第 3 号に定める行為		堆積する物件の高さが 5 メートル以下で、かつ、その用に供される土地の面積が 1,000 平方メートル以下のもの

備考

- 1 1 及び 2 の項に掲げる行為のうち増築又は改築にあつては、当該増築又は改築の後の高さ及び面積について、この表の規定を適用する。
- 2 建築物の高さは、建築物の塔屋（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓等をいう。）を含む高さをいう。

別表第3 (第17条関係)

行為		規模	
1 法第16条第1項第1号に定める行為	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	当該建築物の建築面積が10平方メートル以下のもの	
	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該建築物の建築面積が10平方メートル以下で、かつ、外観の変更に係る部分の面積が当該建築物の外観面積の1/2以下のもの	
1 法第16条第1項第2号に定める行為	(1) 工作物の新設、増築、改築又は移転	ア 第2条第1号に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さが1.5メートル以下のもの
		イ 第2条第2号及び第9号から第12号までに掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)が5メートル以下のもの
		ウ 第2条第3号から第8号までに掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)が5メートル以下で、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの
		オ 第2条第13号に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)が10メートル以下のもの
	(2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 第2条第1号に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さが1.5メートル以下で、かつ、外観の変更に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
		イ 第2条第2号から第12号までに掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)が5メートル以下で、かつ、外観の変更に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
		ウ 第2条第13号に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)が10メートル以下で、かつ、外観の変更に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
2 法第16条第1項第3号又は条例第10条第2項第1号に定める行為	当該行為に係る土地の面積が300平方メートル以下で、法面の高さが1.5メートル以下のもの		

	もの
3 条例第 10 条第 2 項第 2 号に定める行為	当該行為に係る土地の面積が 50 平方メートル以下で、かつ、法面の高さが 5 メートル以下のもの
4 条例第 10 条第 2 項第 3 号に定める行為	堆積する物件の高さが 1.5 メートル以下で、かつ、その用に供される土地の面積が 50 平方メートル以下のもの
5 条例第 10 条第 2 項第 4 号に定める行為	当該行為に係る土地又は水面の面積が 300 平方メートル以下で、かつ、法面の高さが 1.5 メートル以下のもの
6 第 16 条第 1 項及び第 3 項（第 5 号を除く。）に定める行為	

様式第1号（第3条第1項関係）

（表）

景観計画区域内行為届出書					
年 月 日					
<p>七戸町長 様</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名 印 電 話 ( )</p> <p>七戸町景観条例第10条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。</p>					
行為の場所					
行為の区域別	<input type="checkbox"/> 一般区域 <input type="checkbox"/> 景観形成重点区域				
設計者の住所・氏名・連絡先	電話 ( ) —				
施工者の住所・氏名・連絡先	電話 ( ) —				
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩変更			
	<input type="checkbox"/> 工作物	新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩変更			
	<input type="checkbox"/> 開発行為	<input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓	<input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採		
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更				
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積				
建築物の概要	区 分	届 出 部 分	既 存 部 分	合 計	
	主 要 用 途			/	
	構 造	造	造	/	
	階 数	階	階	/	
	敷 地 面 積	㎡	㎡	㎡	
	建 築 面 積	㎡	㎡	㎡	
	延 べ 面 積	㎡	㎡	㎡	
	地盤面からの高さ	m	m	/	
	仕 上 げ 材	屋 根			
		外 壁			
	色 彩	屋 根	( 色相 : 明度 : 彩度 )		
		外 壁	( 色相 : 明度 : 彩度 )		
	建 築 設 備				

(裏)

工作物の概要	種 類		構 造	
	地盤面からの高さ	m	高 さ	m
	敷地面積	m <sup>2</sup>	築造面積	m <sup>2</sup>
	色 彩	色相・明度・彩度 ( . . )		
開発行為の概要	予定建築物		行為面積	m <sup>2</sup>
木竹の植栽 又は伐採	目 的		種 類	
	行為面積	m <sup>2</sup>	法面の高さ	m
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓の概要	行為目的			
	行為面積			
	工事方法	<input type="checkbox"/> 切土 <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> その他		
	法面・擁壁高さ及び延長	高さ	m	延長
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積の概要	目的・種類			
	高 さ	m	面 積	m <sup>2</sup>
	期 間	年 月 日～ 年 月 日		
その他の参考事項				
景観形成のために特に配慮した事項 (具体的に記入)				
着手予定日及び完了予定日	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
事前協議 確認通知番号	第 号 年 月 日			
※受付等欄	第 号 年 月 日			

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 3 該当する□に $\surd$ 印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- 4 この届出書には、関係図書を添付してください。

様式第2号（第3条第3項関係）

（表）

景観計画区域内行為通知書					
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>七戸町長 様</p> <p style="text-align: center;">届出者 所在地 名 称 代表者氏名 電 話 ( ) 印</p> <p>七戸町景観条例第19条第1項後段の規定により関係書類を添えて通知します。</p>					
行為の場所	七戸町				
行為の区域別	<input type="checkbox"/> 一般区域 <input type="checkbox"/> 景観形成重点区域				
設計者の住所・氏名・連絡先	電話 ( ) —				
施工者の住所・氏名・連絡先	電話 ( ) —				
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩変更			
	<input type="checkbox"/> 工作物	新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩変更			
	<input type="checkbox"/> 開発行為	<input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓	<input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採		
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更				
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積				
建築物の概要	区 分	届 出 部 分	既 存 部 分	合 計	
	主 要 用 途			/	
	構 造	造	造	/	
	階 数	階	階	/	
	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	地盤面からの高さ	m	m	/	
	仕 上 げ 材	屋 根			
		外 壁			
	色 彩	屋 根	( 色相 : 明度 : 彩度 )		
		外 壁	( 色相 : 明度 : 彩度 )		
建 築 設 備					

(裏)

工作物の概要	種類		構造	
	地盤面からの高さ	m	高さ	m
	敷地面積	m <sup>2</sup>	築造面積	m <sup>2</sup>
	色彩	色相・明度・彩度 ( . . )		
開発行為の概要	予定建築物		行為面積	m <sup>2</sup>
木竹の植栽 又は伐採	目的		種類	
	行為面積	m <sup>2</sup>	法面の高さ	m
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓の概要	行為目的			
	行為面積			
	工事方法	<input type="checkbox"/> 切土 <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> その他		
	法面・擁壁高さ及び延長	高さ m	延長 m	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積の概要	目的・種類			
	高さ	m	面積	m <sup>2</sup>
	期間	年 月 日～ 年 月 日		
その他の参考事項				
景観形成のために特に配慮した事項(具体的に記入)				
着手予定日及び完了予定日	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
※受付等欄				

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 該当する□に✓印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- 3 この届出書には、関係図書を添付してください。

様式第3号（第4条第2項関係）

景観計画区域内行為変更届出書	
年 月 日	
七戸町長 様	
届出者 住 所 氏 名 印 電 話 ( )	
七戸町景観条例第10条第3項の規定により関係書類を添えて届け出ます。	
行 為 の 場 所	七戸町
行 為 の 区 域 別	<input type="checkbox"/> 一般区域 <input type="checkbox"/> 景観形成重点区域
設 計 又 は 施 行 方 法 の 変 更 の 概 要	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	
適 合 通 知 号 番 号	第 年 月 日 号
※受 付 等 欄	

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 3 該当する□に $\surd$ 印を付けてください。
- 4 この届出書には、関係図書を添付してください。



様式第4号（第5条第1項関係）

景観計画区域内行為事前協議書			
七戸町長 様		年 月 日	
		届出者 住所 氏名 印 電話 ( )	
七戸町景観条例第12条の規定により関係書類を添えて協議します。			
行為の場所	七戸町		
行為の区域別	<input type="checkbox"/> 一般区域 <input type="checkbox"/> 景観形成重点区域		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩変更	
	<input type="checkbox"/> 工作物	新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩変更	
	<input type="checkbox"/> 開発行為	<input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓	<input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更		
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積		
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日 年 月 日
設計者	住所 氏名 電話番号		
施工者	住所 氏名 電話番号		
※受付等欄			

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 3 該当する□に☑印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- 4 この届出書には、関係図書を添付してください。

様式第5号（第6条第1項関係）

（文書番号）

年 月 日

様

七戸町長

印

景観計画区域内行為事前協議確認通知書

年 月 日付けで協議のあった行為については、七戸町景観条例施行規則第6条第1項の規定により、下記のとおり協議結果を通知します。

今後、この協議内容に沿って、当該行為の着手の30日前までに、七戸町景観条例第10条第1項の規定に基づき、景観計画区域内行為届出書を提出してください。

記

行 為 の 場 所	七戸町
行 為 の 種 別	
景観形成基準との適合	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
指 導 ・ 助 言 事 項	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> あり
指 導 ・ 助 言 の 内 容	(指導・助言事項がある場合)

様式第 6 号（第 7 条関係）

（文書番号）

年 月 日

様

七戸町長

印

景観計画区域内行為（変更）適合通知書

年 月 日付けで届出のあった下記の行為については、七戸町景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めたので、七戸町景観条例第 14 条第 1 項の規定により通知します。

なお、景観法第 18 条第 2 項及び七戸町景観条例第 14 条第 2 項の規定に基づき、行為着手制限を解除します。本件届出の内容と異なる事態が生じたときは、速やかに届け出てください。

記

行為の場所	七戸町
行為の種類	
備考	

様式第7号（第8条第1項関係）

（文書番号）

年 月 日

様

七戸町長

印

景観計画区域内行為勧告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、七戸町景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めたので、景観法第16条第3項及び七戸町景観条例第17条第1項の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、七戸町景観条例第17条第3項の規定により、勧告に従わない旨公表することがあります。

記

行為の場所	七戸町	
行為の種類		
勧告事項	適合しないと認められる理由	
	とるべき措置	
備考		

様

七戸町長

印

景観計画区域内行為命令書

年 月 日付けで届出のあった行為について、七戸町景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないので、景観法第 17 条（第 1 項・第 5 項）の規定により、下記のとおり命令します。

なお、命令に従わない場合は、景観法（第 101 条の規定により 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金・第 102 条第 1 号の規定により 50 万円以下の罰金）に処せられることがあります。

記

行為の場所	七戸町	
行為の種類		
命令事項	適合しないと認められる理由	
	命令の内容	
備考		

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、七戸町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、七戸町を被告として（訴訟において七戸町を代表する者は七戸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第10条第1項関係）

(文書番号)

年 月 日

様

七戸町長

印

公 表 通 知 書

七戸町景観条例第17条第3項の規定により、次の行為について公表を行います。

このことについて意見がある場合は、同条第4項の規定により、公表に対する意見書（七戸町景観条例施行規則様式第10号）に意見を記載し、下記の期限までに提出してください。

記

行 為 の 場 所	七戸町
行 為 の 種 類	
公 表 の 理 由	
公表に対する意見書の提出期限	年 月 日
提 出 先	

様式第 10 号（第 10 条第 2 項関係）

公表に対する意見書	
年 月 日	
七戸町長 様	
届出者 住 所	
氏 名 印	
電 話 ( )	
七戸町景観条例施行規則第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり意見を述べます。	
勸 告 書	第 年 月 号 日
意 見	
※処 理 欄	

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

様式第 11 号 (第 12 条関係)

(文書番号)

年 月 日

様

七戸町長

印

景観計画区域内行為着手制限期間延長通知書

年 月 日付で届出のあった行為について、景観法第 17 条第 4 項の規定により、同条第 2 項の期間を下記のとおり延長します。

記

行為の場所	七戸町	
行為の種類		
行為の着手制限の期間	延長前	年 月 日から 年 月 日まで (30 日間)
	延長後	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
理由		



様式第 12 号 (第 13 条関係)

景観計画区域内行為完了届出書				
年 月 日				
七戸町長 様				
届出者 住 所				
氏 名 印				
電 話 ( )				
七戸町景観条例第18条の規定により関係書類を添えて届け出ます。				
行 為 の 場 所	七戸町			
行 為 の 期 間	着手日	年 月 日	完了日	年 月 日
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物	新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物	新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩変更		
	<input type="checkbox"/> 開発行為	<input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓	<input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採	
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更			
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積			
適 合 通 知 番 号	第 年 月 日 号			
※受 付 等 欄				

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 3 該当する□に $\surd$ 印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- 4 この届出書には、関係図書を添付してください。

様式第 13 号 (第 14 条関係)

(表)

9 cm	
第 号	
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
上の者は、景観法第 17 条第 6 項の原状回復等又は同条第 7 項に規定する立入 検査若しくは立入調査の権限を有する者であることを証明します。	
年 月 日	
七戸町長	印

5.5 cm

(裏)

景 観 法 (抜 粋)
(変更命令等)
第 17 条
7 景観行政団体の長は、第 1 項の規定の施行に必要な限度において、同項 の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実 施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員 に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定 届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に 及ぼす影響を調査させることができる。
8 第 6 項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立 入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の 請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
9 第 7 項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認 められたものと解してはならない。

様式第 14 号（第 18 条関係）

景観重要建造物指定提案書	
年 月 日	
七戸町長 様	
届出者 住 所	
氏 名 印	
電 話 ( )	
景観法第 20 条（第 1 項・第 2 項）の規定により、関係書類を添えて提案します。	
名 称	
所 在 地	七戸町
（提案者が所有者等と異なる場合）所有者等の住所及び氏名	
建 築 年 月 日	年 月 日
外 観 の 特 徴	
提 案 の 理 由	
※受 付 等 欄	

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 3 所有者等（権原に基づく占有者又は管理者を含む。）の氏名及び住所の欄には、所有者等が複数いる場合は、すべての所有者等の氏名及び住所を記載してください。
- 4 外観の特徴の欄には、地域の歴史や文化等から見た景観上の特徴を記載してください。
- 5 景観法施行規則第 7 条第 1 項各号に掲げる図書を添付してください。

様式第 15 号（第 18 条関係）

景観重要樹木指定提案書	
年 月 日	
七戸町長 様	
届出者 住 所	
氏 名 印	
電 話 ( )	
景観法第 29 条（第 1 項・第 2 項）の規定により、関係書類を添えて提案します。	
樹 種	
所 在 地	七戸町
（提案者が所有者等と異なる場合）所有者等の住所及び氏名	
樹 容 の 特 徴	
提 案 の 理 由	
※受 付 等 欄	

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 3 所有者等（権原に基づく占有者又は管理者を含む。）の氏名及び住所の欄には、所有者等が複数いる場合は、すべての所有者等の氏名及び住所を記載してください。
- 4 樹容の特徴の欄には、地域の歴史や文化等から見た景観上の特徴を記載してください。
- 5 景観法施行規則第 12 条第 1 項各号に掲げる図書を添付してください。

様式第 16 号 (第 19 条関係)

景観重要建造物等指定同意書	
年 月 日	
七戸町長 様	
届出者 住 所	
氏 名 印	
電 話 ( )	
七戸町景観条例第 21 条 (第 23 条) 第 1 項の規定により、次の建造物等が景観重要建造物等として指定されることについて同意します。	
種 類	<input type="checkbox"/> 建造物 <input type="checkbox"/> 樹木
建 造 物 の 名 称 ・ 樹 木 の 樹 種	
所 在 地	七戸町
同 意 者 の 種 類	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> 管理者
※受 付 等 欄	

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 3 該当する□に $\surd$ 印を付けてください。

様式第 17 号 (第 20 条関係)

(文書番号)

年 月 日

様

七戸町長

印

景観重要建造物等指定通知書

年 月 日付けで同意を得た建造物等について、景観重要建造物等として指定したので、七戸町景観条例第 21 条 (第 23 条) 第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

種 類	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称 ・ 樹 木 の 樹 種	
所 在 地	
所 有 者 等 の 氏 名 及 び 住 所	
指 定 の 理 由 と な っ た 外 観 ( 樹 容 ) の 特 徴	
備 考	

様式第 18 号 (第 22 条第 1 項関係)

景観重要建造物現状変更許可申請書			
七戸町長 様		年 月 日	
届出者 住所		印	
氏名		( )	
電話		( )	
次のとおり景観重要建造物の現状変更の許可を受けたいので、景観法第 22 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。			
建造物の名称			
建造物の所在地	七戸町		
指定番号	第 号		
指定年月日	年 月 日		
建造物の所有者の住所及び氏名			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更		
行為の場所			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日 年 月 日
設計又は施工方法			
現状変更の理由			
設計者又は施工業者	電話 ( )		

※ 添 付 図 書	※ 受 付 等 欄
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該行為の設計仕様書及び設計図</li> <li>・敷地位置図 (縮尺 2,500 分の 1 以上)</li> <li>・現況写真 (施行箇所)</li> <li>・所有者の意見書 (申請者が所有者以外るとき)</li> <li>・その他参考になる図書</li> </ul>	

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 3 該当する口に **レ**印を付けてください。

様式第 19 号（第 22 条第 1 項関係）

景観重要樹木現状変更許可申請書				
年 月 日				
七戸町長 様				
届出者 住 所 氏 名 印 電 話 ( )				
次のとおり景観重要樹木の現状変更の許可を受けたいので、景観法第 31 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。				
樹 木 の 樹 種				
樹木の所在地	七戸町			
指 定 番 号	第 号			
指 定 年 月 日	年 月 日			
樹木の所有者の住所及び氏名				
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> 移植			
行 為 の 場 所				
行 為 の 期 間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
施 行 方 法				
現状変更の理由				
設計者又は施工業者	電話 ( )			

※ 添 付 図 書	※ 受 付 等 欄
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該行為の施行方法を示す図面</li> <li>・敷地位置図（縮尺 2,500 分の 1 以上）</li> <li>・現況写真（施行箇所）</li> <li>・所有者の意見書（申請者が所有者以外るとき）</li> <li>・その他参考になる図書</li> </ul>	

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 3 該当する□に $\angle$ 印を付けてください。



様式第 20 号 (第 22 条第 2 項関係)

(指令番号)

年 月 日

様

七戸町長

印

景観重要建造物等現状変更許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物等の現状変更について、下記  
のとおり許可したので通知します。

記

種 類	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称 ・ 樹 木 の 樹 種	
所 在 地	七戸町
許 可 に 係 る 現 状 変 更 の 内 容	
付 記	

(指令番号)  
年 月 日

様

七戸町長

印

景観重要建造物等現状変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物等の現状変更について、下記のとおり許可しないこととしたので通知します。

記

種 類	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称 ・ 樹 木 の 樹 種	
所 在 地	七戸町
申 請 に 係 る 現 状 変 更 の 内 容	
許 可 し な い 理 由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、七戸町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、七戸町を被告として（訴訟において七戸町を代表する者は七戸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 22 号 (第 23 条関係)

(文書番号)

年 月 日

様

七戸町長

印

景観重要建造物等指定解除通知書

景観法（第 27 条（第 1 項・第 2 項）・第 35 条（第 1 項・第 2 項））の規定により、下記のとおり景観重要建造物等の指定を解除しますので、通知します。

記

種 類	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称 ・ 樹 木 の 樹 種	
所 在 地	七戸町
建造物等の所有者 の氏名及び住所	
指定解除年月日	年 月 日
指 定 解 除 理 由	
備 考	

様式第 23 号（第 24 条第 1 項関係）

景観重要建造物等所有者等変更届出書	
年 月 日	
七戸町長 様	
届出者 住 所 氏 名 印 電 話 ( )	
次のとおり景観重要建造物等の所有者等を変更したので、七戸町景観条例第 25 条第 1 項の規定により届け出ます。	
種 類	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指 定 番 号	第 号
所 在 地	七戸町
所有者等の種類	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> 管理者
変更前の所有者等の住所及び氏名	
変更後の所有者等の住所及び氏名	
変 更 年 月 日	年 月 日
※受 付 等 欄	

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 3 該当する□に $\surd$ 印を付けてください。

様式第 24 号（第 24 条第 2 項関係）

年 月 日

七戸町長 様

届出者 住所  
氏名 印  
電話

景観重要建造物等滅失等届出書

景観重要建造物等の滅失・き損（枯死）について、七戸町景観条例第 25 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

指定番号	
指定年月日	年 月 日
名称	
所在地	
所有者	
景観重要建造物等の種類	
滅失・き損（枯死）	

様式第 25 号 (第 25 条第 1 項関係)

景観整備機構指定申請書	
年 月 日	
七戸町長 様	
申請者 所在地 名 称 代表者氏名 印 電 話 ( )	
景観法第 92 条第 1 項の規定により、景観整備機構の指定を受けたいので、必要書類を添えて次のとおり申請します。	
法人の種別	<input type="checkbox"/> 一般社団法人又は一般財団法人 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人
指定後の 予定業務	<input type="checkbox"/> 1 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。(景観法第 93 条第 1 号の業務)
	<input type="checkbox"/> 2 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。(景観法第 93 条第 2 号の業務)
	<input type="checkbox"/> 3 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。(景観法第 93 条第 3 号の業務)
	<input type="checkbox"/> 4 3 の事業に有効に利用できる土地で景観法施行令第 28 条で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。(景観法第 93 条第 4 号の業務)
	<input type="checkbox"/> 5 景観法第 55 条第 2 項第 1 項の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。(景観法第 93 条第 5 号の業務)
	<input type="checkbox"/> 6 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。(景観法第 93 条第 6 号の業務)
	<input type="checkbox"/> 7 1 から 6 までに掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。(景観法第 93 条第 7 号の業務) 具体的に：
従たる事業所	<input type="checkbox"/> 有 所在地 <input type="checkbox"/> 無 名 所 電話番号

備考

- 1 該当する□に✓印を付けてください。
- 2 添付書類として、①定款又は寄附行為、②登記事項証明書、③役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面、④組織図及び事務分担を記載した書面、⑤前事業年度の事業報告書及び事業活動収支決算書並びに貸借対照表、⑥当該事業年度の事業計画書及び事業活動収支予算書、⑦その他機構の業務に関し参考となる書類を提出してください。

様式第 26 号 (第 25 条第 2 項関係)

(指令番号)

年 月 日

様

七戸町長

印

景観整備機構指定通知書

年 月 日付けで申請のあった景観整備機構の指定について、景観法第 93 条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるので、景観法第 92 条第 1 項の規定により、下記のとおり景観整備機構として指定しましたので通知します。

記

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
機 構 の 名 称	
機 構 の 住 所	
事 務 所 の 所 在 地	
業 務 の 内 容	

様式第27号（第25条第3項関係）

景観整備機構届出事項変更届出書	
年 月 日	
七戸町長 様	
届出者 所在地 名 称 代表者氏名 印 電 話 ( )	
景観法第 92 条第 3 項の規定により、届出事項を変更したいので届け出ます。	
指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 住所又は事務所の所在地
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	

備考

- 1 該当する□に $\surd$ 印を付けてください。
- 2 代理人による届出の場合は、委任状を添付してください（様式任意）。